



熊本地震で被災した人へ 各種支援制度には期限があります

☎ 総務課 ☎(232)2111

熊本地震で被災した人への支援制度の申請期限は次のとおりです。もう一度よく確認して、早めに申し込んでください。

○各種申請期限

り災証明書の申請は 3月31日(金)まで

住家などの被害状況を証明するものです。一部損壊のり災証明書は、総務課で即時発行します。

■対象 被災した住家・非住家(納屋など)

■申し込み・問い合わせ
総務課 ☎(232)2111

被災家屋などの解体撤去の 申請は3月31日(金)まで

被災した家屋などの解体撤去を支援します。

■対象 り災証明書で半壊以上の認定を受け、建物の解体撤去を希望する人(り災証明書の発行が平成29年4月以降で、解体を希望する人は平成29年5月末までに申請してください)

■申し込み・問い合わせ
環境生活課 ☎(232)2114

みなし仮設住宅の入居申請は 3月31日(金)まで

り災証明書で半壊以上の認定を受けた被災者に対し、県が民間賃貸住宅を借り上げて提供します。

■申込期限に間に合わない場合

入居物件を見つけれない、り災区分が確定していないなどの特別な事情により、みなし仮設住宅への入居申込期限に間に合わない人は、「理由書」を3月31日(金)までに提出してください。

※入居期限は5月末です。

■申し込み・問い合わせ

福祉課 ☎(232)4913

被災住宅の応急修理申請は 4月13日(木)まで

被災住宅で、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理について、一定の範囲内で費用を支援します。

■対象 り災証明書で半壊以上の認定を受け、自ら修理する資力のない世帯

■申し込み・問い合わせ

福祉課 ☎(232)4913

○税や保険料などの減免申請

介護保険料・介護サービス利用料 減免申請は3月31日(金)まで

介護保険料(65歳以上の第1号被保険者のみ)と介護サービス利用料の減免が受けられる場合があります。

■対象 り災証明書で半壊以上の認定を受けた人、震災による失業などにより、収入が著しく減少した人

■申し込み・問い合わせ

介護保険課 ☎(232)2508

後期高齢者医療保険料 減免申請は4月13日(木)まで

被災者の保険料を減免します。

■対象 り災証明書で半壊以上の認定を受けた被保険者、世帯主の収入が大幅に減少した被保険者

■申し込み・問い合わせ
健康・保険課 ☎(232)4912

保育料の減免申請は 3月31日(金)まで

保育所などの利用者負担額(保育料)を減免します。

■対象 り災証明書で半壊以上の認定を受けた世帯、疾病・失業など

で収入が大幅に減少した世帯
■申し込み・問い合わせ

子育て支援課 ☎(232)2202

認可外保育所の保育料補助

- 対象 今年度認可外保育所に通園し、住宅に半壊以上の被害を受けた人
- 補助割合
全壊・大規模半壊：全額
半壊：半額
- 申請方法 子育て支援課へ補助金交付申請書を提出してください。

☎ 子育て支援課 ☎(232)2202

町税の減免申請は 3月31日(金)まで

町税の減免を受けられる場合があります。

■対象

- ・固定資産税・家屋や償却資産などの被害があった人
- ・町民税・住宅や家財に被害がある人や農業収入減となった人
- ・国民健康保険税・住宅や家財に被害がある人や収入減となった人
- ・軽自動車税・軽自動車に被害があった人

■申し込み・問い合わせ

税務課 ☎(232)4911



平成28年熊本地震 菊陽町熊本地震復旧・復興計画を策定しました

☎ 菊陽町熊本地震復旧・復興本部(総務課内) ☎(232)2111

熊本地震からの着実な復旧・復興を目指すため、町民の皆さまからいただいた意見などを反映し、計画を策定しました。

本計画は、昨年7月に復旧・復興本部を設置し、素案の作成後、各方面からの意見を聴いて町が策定を進めてきたものです。

具体的には、8月～9月に6回に分けて地域住民との座談会を開催、9月と11月には、「議会熊本地震復興支援特別委員会」と意見を交換しました。12月から1月までのパブリック・コメント手続きを経て、内容を修正し、12月12日からの3度の復旧・復興計画策定委員会(委員長・

あかしひろみ
明石照久県立大名誉教授)により検討が進められました。

1月25日には最終案が明石委員長から後藤三雄町長へ報告され、2月3日の議会全員協議会での説明を経て、正式に決定しました。

今後は本計画に基づき、復旧・復興に向けた事業や地域防災計画の見直しなどを進めていきます。詳しくは、総務課・西部支所の他、町ホームページでも閲覧できます。



後藤三雄町長へ計画案を報告した
明石照久委員長(左)

復旧・復興アクションプラン別の取り組み

- 1 住民のくらし・生活の復旧・復興
- 2 地域産業の復旧・復興
- 3 社会基盤の復旧・復興
- 4 災害に強い「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」の実現
- 5 復興そして発展へ ～「魅力あふれるまち」に向けたアクション～

空路でのつながりを生かして

大阪府豊中市と災害時相互応援協定を締結

本町と大阪府豊中市(浅利敬一郎市長)は、2月10日、災害時における相互応援協定を締結しました。協定により、災害発生時の早期復旧・復興が期待されます。



大阪国際空港がある豊中市は、空路で結ばれた市町村と交流を深める「空路を活かしたまちづくり」を進めています。平成23年に豊中市長が菊陽町長を訪問し、熊本空港の区域の95%を持つ本町も、空港の生かし方を検討してきました。

熊本地震では、新幹線や高速道路の復旧が遅れる中、熊本空港はいち早く再開しました。町は、その直後に豊中市から空路を使って支援物資の提供を受けました。

災害時は、複数の交通手段を利用した支援の方法を確立しておくことが重要との考えから、大阪国際空港があり、阪神・淡路大震災の被災経験もある豊中市と、災害時における相互応援協定を結びました。

■協定の主な内容

- ①食糧・水・生活物資の提供
- ②救助、医療、防疫、施設復旧
- ③職員の派遣



協定を掲げる浅利敬一郎市長と後藤三雄町長



署名する両市町長